

実務者受講資金
実務者研修施設事務担当者説明会

2 貸付申込時の事務①(手引き第2章)

- (1) 貸付の内容(期間、金額)について
- (2) 貸付対象者の要件について
- (3) 連帯保証人の要件について



東京都社会福祉協議会 東京都福祉人材センター

(1)貸付の内容(期間、金額)について

①借入可能額

総額20万円以内

②利子

無利子

③貸付期間

実務者研修施設の正規の修学期間

※東京都の指定実務者研修施設一覧に記載された
コース期間で確認します。コース期間を超えて在学
している方、研修修了済の方は申込できません。

(2) 貸付対象者の要件について

要件：実務者研修施設に在学し、次の①～③を全て満たしていること
(なお、他の道府県又は道府県が適当と認める団体から同種の貸付を受けていない者であること)。

① 次の(ア)から(エ)のいずれかを満たしていること

(ア)東京都の区域内に住所を有している(＝住民登録をしている)

(イ)東京都の区域内の実務者研修施設に在学している

(ウ)実務者研修施設の学生となった年度の前年度に東京都の区域内に住所を有していた者で、かつ実務者研修施設での修学のために東京都の区域内外に転居した
(エ)上記(ア)から(ウ)によらず、実務者研修施設を卒業後、東京都の区域内において返還免除対象業務に従事しようとする意思がある

※東京都の区域内の事業所等で勤務していることは、要件として認められません。

② 申込日前日までに、介護福祉士国家試験の実務経験として認められる介護等の業務に3年以上従事した

(2) 貸付対象者の要件について

実務者研修施設に在学していること

＊ 在学期間：東京都の指定実務者研修施設一覧に記載された
コース期間

申込書の修学期間を指定一覧のコース期間で記入すること

	勤務先	(住所) 〒		
	職業			
修学期間	年 月 入学 ～ 年 月 卒業予定 (カ月)			
国家試験受験予定 ※記入必須	年 月	借入希望金額	円	

年 月 日

東京都社会福祉協議会会長 様
上記のとおり申込みます。

(2) 貸付対象者の要件について

- ② 申込日前日までに、介護福祉士国家試験の実務経験として
認められる介護等の業務に3年以上従事した

⇒「実務経験証明書」の提出が必要

※「実務経験見込み」での申込は**不可**

- ・複数事業所の実務経験を合算することで3年以上を満たせば申込可能

⇒各事業所の「実務経験証明書」の提出が必要

※同一期間内に複数の事業所で勤務を掛け持ちした場合、「従事日数
内訳書」をあわせて提出

* 職種の記入の仕方については、
「返還免除対象業務一覧」の
「返還猶予・返還免除の対象と
なる職種」をご参照ください。

実務者研修施設名	
法人名及び 施設・事業所名称	介護保険の事業所番号または障害福祉 サービスの事業所番号（認定コード）
所在地	〒 - Tel - -
施設・事業所種別	職 種
従 業 期 間 及 び	年 月 日 から 年 月 日まで ※従業期間は本修学資金申込日前日までが算定対象となります。
介護等の業務に	従業期間（上記従業期間の通算日数） 日
従 事 し た 日 数	従事日数（上記従業期間に実際に勤務した日数） 日

(2) 貸付対象者の要件について

- ③ 卒業後に介護福祉士として登録し、**継続して**2年以上、
東京都の区域内において返還免除対象業務に従事する
意思がある

※「継続して」とは、月と月の間をあげずに従事していること

※転職・退職の際、再就職が翌々月以降になった場合、継続
して従事していることにはならず、返還になります。

- ・1日以上勤務していれば、当該月は勤務しているとみなします。
- ・返還免除に必要な従事日数は2年間(730日以上)で360日以上です。
- ・雇用形態や1日の勤務時間は問いません。

(2) 貸付対象者の要件について(補足)

(1) 申込者の年齢について

- ① 申込者は65歳までに介護業務等への従事による返還免除となる年齢であることが望ましい

※65歳までに返還免除要件を満たすことができない方が
申込む場合は、追加書類をご提出いただきます。
詳細は手引きの第2章をご参照ください。

(2) 貸付対象者の要件について(補足)

(3) 他の奨学金等との併用について

他の奨学金等	実務者研修受講資金との併用可否
①教育訓練給付制度	○
②職業訓練	×
③生活福祉資金や母子及び父子福祉資金(旧・母子福祉資金)、区市町村の助成金など、国費による貸付や給付	×(実務者研修を受講するために併用する場合)
④離職介護人材再就職準備金	×(左記の資金を研修費に充てるために申し込む場合)

(4) 生活保護受給中の申込について

申込の際は、事前に福祉事務所の担当ケースワーカーとご相談ください。

(3) 連帯保証人(個人)の要件について

要件: 次の①～⑤を全て満たしている方を1名立てること

- ① 前年度の収入が150万円以上ある
- ② 借受人が返還免除を受ける時に85歳未満であること
- ③ 申込日の属する月の6ヶ月前から継続して東京都内に住所を有している(住民登録をしている)
 - * 該当しない場合、日本国内に住所を有する者であって、次のいずれかを満たしていること。
 - (ア) 4親等以内の血族又は3親等以内の姻族及び配偶者
 - (イ) 申込者と親族関係にないが、基準(別表)以上の収入を有する者
- ④ 日本国籍を有する者又は永住者の在留資格を持つ者若しくは特別永住者等である
- ⑤ 本資金のほか、東京都社会福祉協議会が実施する他の貸付の連帯保証人になっていない

(3) 連帯保証人(個人)の要件について(補足)

要件:

③ (イ)申込者と親族関係にないが、基準以上の収入を有する者

世帯人員	1人	2人	3人	4人	5人
収入基準 (平均月額)	177,000円	261,000円	319,000円	376,000円	411,000円

・手引き第2章にも同じ表が記載されています

(3) 連帯保証人(個人)の要件について(補足)

【収入を確認する書類について】

- ・源泉徴収票:「支払金額」欄で確認

令和 年分 給与所得の源泉徴収票

支払を受ける者	住所又は居所	(受給者番号)		(源泉徴収票の例)	
		(役職名)			
		氏名 (フリガナ)			
種別	支払金額	給与所得控除後の金額 (調整控除後)	所得控除の額の合計額		
	円 千 百 十 元	円 千 百 十 元	円 千 百 十 元		
(源泉)控除対象配偶者の有無等	配偶者(特別)控除の額	控除対象扶養親族の数 (配偶者を除く。)		16歳未満扶養親族の数	
有 従有	老人 円 千 百 十 元	特 定 人 従人 内 人 従人	老 人 人 従人	そ の 他 人 従人	人 従人
社会保険料等の金額		生命保険料の控除額		地震保険料の控除額	
円 千 百 十 元		円 千 百 十 元		円 千 百 十 元	
(摘要)					

源泉徴収票は年額で記載されています。
要件③(イ)に該当する
連帯保証人の基準額は月額です。

【収入を確認する書類について】

税務署長 令和 年 月 日 令和 0 年分の所得税及び復興特別所得税の確定申告書 A

住所 (又は居所) (確定申告書の例)

令和 年 1 月 1 日の住所 生年月日 電話番号 自宅・勤務先・携帯等 整理番号

表 (令和 2 年分以降適用)

収入金額等 所得金額等 所得から差し引かれる金額

給与 ⑦ 公的年金等 ① 業務 ② その他 ③ 配当 ④ 一時 ⑤ ⑥から⑩までの計 ⑥ 一時 ⑦ ⑧ ⑨ ⑩ ⑪ ⑫ ⑬ ⑭ ⑮ ⑯ ⑰ ⑱ ⑲ ⑳ ㉑ ㉒ ㉓ ㉔ ㉕ ㉖ ㉗ ㉘ ㉙ ㉚ ㉛ ㉜ ㉝ ㉞ ㉟ ㊱ ㊲ ㊳ ㊴ ㊵ ㊶ ㊷ ㊸ ㊹ ㊺ ㊻ ㊼ ㊽ ㊾ ㊿

課税される所得金額 (⑧ - ㉔) ②⑥ 000 上の㉔に対する税額 ㉔ 00 配当控除 ㉔ 00 政党等寄附金等特別控除 ㉔ ㉔ 住宅耐震改修特別控除等 ㉔ ㉔ 災害減免額 ㉔ ㉔ 復興特別所得税額 (㉔ × 2.1%) ㉔ ㉔ 所得税及び復興特別所得税の額 (㉔ + ㉔) ㉔ 外国税額控除等 ㉔ ㉔ 源泉徴収税額 ㉔ ㉔ 申告納税額 納める税金 ㉔ ㉔ 延納の届出 ㉔ ㉔ 延納届出額 ㉔ ㉔

社会保険料控除 ⑨ 小規模企業共済等掛金控除 ⑩ 生命保険料控除 ⑪ 地震保険料控除 ⑫ 障害、ひび割れ控除 ⑬ 勤労学生・障害者控除 ⑭ 扶養控除 ⑮ 基礎控除 ⑯ ㉑から㉔までの計 ㉑ 雑損控除 ㉒ 医療費控除 ㉓ 寄附金控除 ㉔ ㉕ ㉖ ㉗ ㉘ ㉙ ㉚ ㉛ ㉜ ㉝ ㉞ ㉟ ㊱ ㊲ ㊳ ㊴ ㊵ ㊶ ㊷ ㊸ ㊹ ㊺ ㊻ ㊼ ㊽ ㊾ ㊿

税務署の受付印があること、または、受付日時が印字してあること

フリガナ 氏 8 生 15 年 月 日 8.12 税務署 (電話 番号)

被相続人 氏

【収入を確認する書類について】

[illegible]

被扶養者は、
この欄で確認し
ます。

個人番号は
マスキング

【収入を確認する書類について】

国税電子申告・納税システム（e-Tax）

ログイン中

受付システム

メール詳細

（確定申告書 電子申告e-taxの例）

送信されたデータを受け付けました。

なお、後日、内容の確認のため、担当職員からご連絡させていただく場合がありますので、ご了承ください。

申告等内容

提出先

氏名又は名称

受付番号

受付日時

種目

納税用確認番号（※）

納税用力ナ氏名・名称（※）

備考

利用者識別番号等通知書

国税電子申告・納税システムを利用するために、必要な利用者識別番号等を確認することができます。

[利用者識別番号等通知書画面へ](#)

[ページの先頭へ](#)

閉じる

【収入を確認する書類について】

××年度

市民税・県民税課税証明書

住所	〇〇市〇丁目〇-〇	(課税証明書の例)	
氏名	〇〇 〇〇		
賦課期の住所	〇〇市〇丁目〇-〇		

× × 年度					課税標準額		
所得の内訳	(給与収入)	× × × 円		医療費控除	× × × 円	総所得金額	× × × 円
	給与所得	× × × 円		社会保険料控除	× × × 円	株式等譲渡所得	× × × 円
	(公的年金収入)	× × × 円		生命保険料控除	× × × 円		
	雑所得	× × × 円	所	扶養控除	× × × 円		
	不動産所得	× × × 円	得	基礎控除	× × × 円		
	株式等譲渡所得	× × × 円	控	所得控除計	× × × 円		
	合計所得金額	× × × 円					
* * 以下余白 * *		収入額・扶養人数の記載があること					
		年税額					
		税額控除（市民税）		× × × 円			
		税額控除（県民税）		× × × 円			
		均等割（市民税）		× × × 円			
		均等割（県民税）		× × × 円			
		所得割（市民税）		× × × 円			
		所得割（県民税）		× × × 円			

収入額・扶養人数の記載があること

控配	扶養人数					障害		本人			
	老人	特定	老人 (内同居)	16歳未満	特別 (内同居)	その他	特別障害	その他	寡婦(夫)	勤労学生	
	人	人	人	人	人	人					

※源泉徴収票、確定申告書の写しが提出できる場合はそれらをご提出ください。

(3) 連帯保証人(法人)の要件について

要件: 次の①～③を全て満たしていること

- ① 申込者の就労先(内定含む)が返還免除対象業務対象であり、その施設等を運営する法人である
- ② 保証能力を有する法人である
- ③ 連帯保証人になることについて、法人の理事会または取締役会において承認している

【留意事項】

連帯保証人となる法人は、修学生が返還免除対象業務への従事による返還免除となるまでの間、修学生の状況を把握し、支援できることが望ましい

(3) 連帯保証人(法人)の要件について(補足)

要件

② 保証能力を有する法人である

⇒直近2か年の決算書の写し(総括分のみ)

＝貸借対照表、事業活動計算書(損益計算書)、連帯保証申出書を提出

③ 連帯保証人になることについて、法人の理事会

または取締役会において承認している

⇒法人理事会議事録・取締役会議事録の写しで審査

＊申込者の氏名、本資金の名称、借入額を明記すること

＊上記が明記できない場合または議事録の提出が遅れる場合は
「連帯保証人承諾書」を提出

※②・③ともに、1件の申込につき1部ずつ必要書類を添付してください¹⁷。